

議 第 二 号

栃木県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条の規定により提出します。
平成十八年十二月十八日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高	手	菅	郡	小	吉	佐	小	島	大
橋	塚	谷	司	瀧	沼	藤	高	田	島
文	功	文	信	正	猛	文	和		
吉	一	利	彰	光	夫	栄	男	男	郎

栃木県議会議長 阿久津 憲 二 様

栃木県条例第 号

栃木県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年栃木県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「現職議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされる日の前日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。